

役員報酬規程

社会福祉法人 オレンジの会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人オレンジの会定款(以下、定款という。)第8条の規定に基づき、役員報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。

2 役員のうち理事会および評議員会に出席した役員に対して報酬を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は、

理事長 月額 72万円とする。

理事 旅費規程に準ずる。

役員会 1回1万円(理事会および評議員会が同日開催の場合は1回のみ支給)

(交通手当)

第4条 役員が法人に通勤するのにかかる費用については、私有車の業務上利用に関する規程に定める額を支給する。

(支給日)

第5条 理事報酬は、翌月15日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払う。

2 役員会については、当日に現金支給とする。

(改正)

第6条 この規定の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

付 則

この規程は、平成17年6月10日から施行する。

付 則

この規程は、平成 23 年 5 月 21 日から施行する。

(第2条 報酬、第3条 支給額、第4条 支給日について変更)

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(第4条 支給日について変更)